

事業系ごみの資源化・減量化に向けて

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例説明資料

事業者の皆様へ

北九州市環境局

令和7年度版

1 廃棄物の概念

(1) 廃棄物の定義

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。」と定義されています。

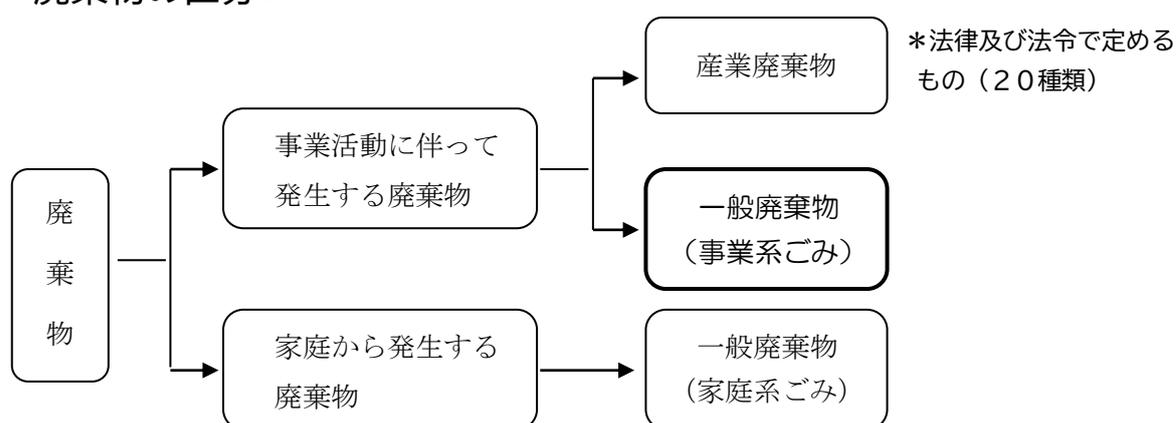
これは、廃棄物として取扱われるものを代表的に例示したもので、一般的には占有者が自ら利用し、または他人に売却することができないために不要になったものと解されています。

(2) 事業系一般廃棄物

廃棄物は、市が処理しなければならない一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭廃棄物」と事業者自らが処理しなければならない事業活動によって生じる「事業系廃棄物」とに分けられます。

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物（廃棄物処理法及び政令で定める20種類のものをいいます。）以外の廃棄物をいいます。

< 廃棄物の区分 >



2 事業者とは

事業者とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限らず、公共公益事業等を営む者も含まれます。国や市町村であってもこれらの事業を営む主体である場合には、事業者とみなされます。

3 事業系一般廃棄物の処理

(1) 事業者の責務

事業系廃棄物の処理責任については、廃棄物処理法第3条において、産業廃棄物や一般廃棄物の区分なく事業活動から排出される廃棄物の処理責任が事業者にあることが規定されています。

さらに、第3条第2項及び第3項において、その廃棄物の減量に努めるとともに、その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力することが規定されています。

また、「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、事業者全般の責務として以下のことが規定されています。

①事業者の責務（条例第4条）

- ・ 廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を推進する等により、廃棄物の減量を図るとともに事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理すること。
- ・ 製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにすること。
- ・ 廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力すること。

②事業者の減量義務（条例第7条）

- ・ 分別の徹底を図る等、再使用又は再生利用を推進する等により、事業系廃棄物の減量を図ること。

③廃棄物の抑制等（条例第8条）

- ・ 製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の発生の抑制に努めること。
- ・ 物の製造、加工、販売等に際して、再使用又は再生利用が容易な製品、容器等の開発を行い、製品、容器等の再使用又は再生利用の方法についての情報を市民に提供し、再生資源及び再生品を利用する等により、再使用又は再生利用に努めること。

④適正包装の推進（条例第9条）

- ・ 製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めること。
- ・ 製造、加工、販売等に際して、再使用又は再生利用が可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行う等により、その容器、包装材等の再使用又は再生利用を推進すること。
- ・ 市民が商品の購入等に際して、商品について適正な容器、包装材等を選択することができるよう努めるとともに、市民が容器、包装材等を不用とし、又は返却をするときは、その回収等に努めること。

(2) 一般廃棄物処理業者への委託

廃棄物を自らの責任において適正に処理するということは、いわゆる自家処理にとどまらず、処理の委託を含むものです。事業系一般廃棄物の処理を委託する際は、次のことに留意して下さい。

- 事業者の皆さんは、必ず北九州市長の許可を受けている業者と契約して下さい。
廃棄物処理法第7条により、一般廃棄物の収集・運搬を業として行おうとする者は、北九州市長の許可（以下「許可業者」という。）を受けていなければなりません。
ただし、もっぱら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集運搬業には、許可は不要です。

- 事業者の皆さんは、契約時に必ず金額を確認し、定められた金額内で契約して下さい。
許可業者は、廃棄物処理法第7条第12項により「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」で定める市の収集・運搬・処分に関するごみ処理手数料を超えて料金を受けてはならないことになっています。
(ごみ処理手数料：100kg又はその端数ごとに2,600円)

- 事業者の皆さんは、廃棄物を搬出する際に立ち会い、廃棄物の内容や量を確認したり運搬方法や処分先などを聞くなど、決して業者まかせにしないで下さい。
許可業者は、廃棄物処理法第7条第14項により、事業者との委託契約の内容を再委託することが禁止されています。また、廃棄物を一時保管したり運搬車に積み置きすることも原則として認められていません。

- 事業者の皆さんは、自ら出している廃棄物の処理に関し、責任があります。許可業者に処理の状況等を問い合わせるなど、収集量、処理方法等を把握して下さい。
正しい委託契約を結ぶことは資源化・減量化目標を立てるうえで大事なことです。
許可業者は、廃棄物処理法第7条第15項により、運搬年月日や収集量等を記載した帳簿を備えるなど、収集、運搬に関しての記録管理をすることになっています。

4 事業用大規模建築物の所有者、大量排出事業者の責務について

(1) 事業用大規模建築物の所有者、大量排出事業所の責務

「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」において、事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者又は大量に事業系廃棄物を排出する事業所（以下「大量排出事業所」という。）の事業者に対し、次のような義務等を規定しています。

○ 事業用大規模建築物（条例第23条、規則第13条）

(1) 大規模小売店舗（1,000㎡超）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(2) 小売店舗（500㎡超～1,000㎡以下）

大規模小売店舗立地法第2条第2項の一の建物であって、その建物内の小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以下のもの

(3) 特定建築物（3,000㎡以上 学校は8,000㎡以上）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物

○ 大量排出事業所（条例第23条、規則第14条）

市の処理施設を利用して事業系一般廃棄物を処分する事業所で、その搬入量が、年間36t以上又は月平均3t以上であるもの

注) 月平均3t以上の考え方は、排出月数と排出量で判断する。

例 半年間に延べ4ヶ月排出し総排出量16tの場合には、 $16t \div 4月 = 4t$ となり対象事業所となる。(16t ÷ 6月 = 2.67tではない。)

ア 事業系廃棄物の減量義務（条例第23条第1項）

事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者（以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。）は、再使用又は再生利用を推進する等により事業用大規模建築物又は大量排出事業所（以下「事業用大規模建築物等」という。）から発生する事業系廃棄物を減量しなければなりません。

イ 廃棄物管理責任者の選任（条例第24条、規則第15条）

（ア）事業用大規模建築物の所有者等は、事業用大規模建築物等ごとに廃棄物管理責任者を選任し、廃棄物管理責任者選任(変更)届(第1号様式)により、その選任をした日から30日以内に市長に届け出なければなりません。

（イ）廃棄物管理責任者を変更した場合も、30日以内に届け出なければなりません。

（ウ）廃棄物管理責任者は店長、次長など、事業系廃棄物に関して全体的に管理ができ、従業員に対して指導等ができる立場の人を選任してください。

*新たに管理責任者を雇用する必要はありません。

*収集運搬業者は、管理責任者にはなることはできません。

【廃棄物管理責任者の担当する主な事務】

（a）事業用大規模建築物等から排出する廃棄物・資源化の対象となる物の種類・量・処理方法を把握し、またその記録を管理すること。

（b）廃棄物の資源化・減量化を積極的に推進するため、独自の資源化・減量化目標量を設定すること。

（c）従業員に対し、廃棄物の資源化・減量化についての啓発を行うこと。

（d）資源化推進担当部署をつくるなど、組織や体制を整えること。

（e）資源化・減量化や廃棄物の処理が、正しく行われているかを定期的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。

（f）テナントビルの場合は、テナント代表者を決めて、効果的にリサイクルが図られるようにすること。

ウ 計画書の提出（条例第25条、規則第16条）

事業用大規模建築物の所有者等は、事業用大規模建築物等から発生する事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書を年度（4月1日～3月31日）ごとに作成し、第2号様式により、毎年5月31日までに提出しなければなりません。

エ 再使用又は再生利用の対象となる廃棄物及びその他の廃棄物保管場所の設置

（条例第26条、条例第27条、規則第17条、規則第18条、規則第19条）

（ア）事業用大規模建築物の所有者等は、事業用大規模建築物等又はこれらの敷地内に再使用又は再生利用の対象となる廃棄物及びその他の廃棄物を分別して保管する場所を設置するよう努めてください。

（イ）事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、事業用大規模建築物又はその敷地内に、廃棄物の保管場所を設置しなければなりません。

この場合においては、事業用大規模建築物の建設者は、保管場所について、廃棄物保管場所設置届により、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の建築の確認の申請の前までに届出を行わなければなりません。

（ウ）事業用大規模建築物の建設者は、事業用大規模建築物又はその敷地内に、再使用又は再生利用の対象となる廃棄物の保管場所を設置するよう努めてください。

(2) 事業用大規模建築物の所有者、大量排出事業者への指導

ア 立入検査、報告の徴収、指示（条例第37条、条例第38条）

廃棄物の減量及び処理に関して、市は帳簿書類その他の物件を検査し、必要な報告を求め、又は指示することができます。

イ 改善勧告（条例第28条、規則第20条）

事業用大規模建築物の所有者等が、廃棄物管理責任者の選任届、計画書の提出及び廃棄物の減量義務等に違反していると認められるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が廃棄物の保管場所の設置及び保管場所についての事前届出義務等の規定に違反していると認められるときは、事業用大規模建築物の所有者等及び事業用大規模建築物の建設者に対し、市は期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告をする場合があります。

ウ 公表（条例第29条、規則第21条）

事業用大規模建築物の所有者等又は事業用大規模建築物の建設者が、勧告に従わなかったときは、市はその旨を公表する場合があります。

エ 受入拒否（条例第30条、規則第22条）

事業用大規模建築物の所有者等又は事業用大規模建築物の建設者が、公表された後において、なお、勧告に係る措置を講じなかったときは、市は事業用大規模建築物等から排出される事業系廃棄物の市処理施設への受け入れを拒否する場合があります。

5 様式記入上の留意点

(1) 建築物が区分所有されている場合

建築物が区分所有されている場合は所有者で協議のうえ決められた代表者を所有者とします。

(2) 建築物が共有されている場合

建築物が共有されている場合は、主たる共有者を所有者とします。

(3) 建築物の所有者が管理権を委託している場合

所有者が管理権を委託している場合は、委託されている者を所有者とします。

(4) 同一敷地内に、同一所有者の対象建築物が数棟ある場合

同一敷地内に、同一所有者の対象建築物が数棟ある場合は、建築物ごとに「一般廃棄物管理責任者選任（変更）届」、「事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書」を提出してください。ただし、1人の廃棄物管理責任者が当該2以上の建築物の廃棄物管理責任者となっても、職務の遂行に支障が無いときは同一人でも構いません。また、廃棄物処理、リサイクル等が数棟まとめてされている場合、計画書はまとめて記入されて結構です。

廃棄物管理責任者選任（変更）届

令和 ○年 ○月 ○日

北九州市長 様

所有者又は事業者 ○○○株式会社

所在地 北九州市小倉北区城内○番○号 〒803-8501

「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第24条の規定により、廃棄物管理責任者を次のとおり選任（変更）したので届け出ます。

◆対象事業所（建築物）

名称 ○○○株式会社 北九州支店

所在地 北九州市 小倉北 区 大手町○番○号 〒803-xxxx

◆選任者

（選任・**変更後**）氏名 環境 守

【連絡先】

会社等の名称 ○○ビルマネジメント株式会社 北九州支社

所在地 北九州市小倉北区堺町○番○号 〒802-xxxx

所属 環境管理グループ 職名 グループリーダー

電話番号 582-0000 FAX番号 582-0000

電子メールアドレス ○○○○manejimento@○○○○○○○○○.jp

（変更前）

会社もしくは所属のメールアドレスを必ず記入してください。

氏名 北九 太郎

所属 同上 職名 同上

記入例

第2号様式

【 ー 】

事業系廃棄物の再利用又は再生利用に関する計画書

令和 〇年 〇月 〇日

北九州市長 様

所有者又は事業者 〇〇〇株式会社

所在地 北九州市小倉北区内〇番〇号 〒803-8501

「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第25条の規定により、令和〇年度の事業系廃棄物の再利用又は再生利用に関する計画書を提出します。

1 対象事業所（建築物）

名称 〇〇〇株式会社 北九州支店

所在地 北九州市 小倉北 区 大手町〇番〇号 〒803-8501

2 廃棄物管理 責任者（第1号様式での選任者）

注：収集業者ではありません。

氏名 環境 守 所属 環境管理グループ 職名 グループリーダー

電話番号*1 582-〇〇〇〇 FAX 番号 582-〇〇〇〇

電子メールアドレス*2 〇〇manejimento01@〇〇〇〇〇〇〇〇.jp

廃棄物管理 担当者

注：廃棄物管理責任者と違う場合は記入

氏名*3 分別 八郎 所属 環境管理グループ 職名 職員

電話番号*1 582-〇〇〇〇 FAX 番号 582-〇〇〇〇

電子メールアドレス*2 〇〇〇〇kankyokanri02@〇〇〇〇〇〇〇〇.jp

会社名等 〇〇ビルマネジメント株式会社北九州支社

3 用途（○で囲む） 興業場・百貨店・集会場・図書館・博物館・美術館・遊技場・店舗・

事務所・学校・共同住宅・旅館・研修所・病院・その他（ ）

4 延床面積 400 m²

5 廃棄物の保管場所 1箇所 10m²

再利用又は再生利用対象物の保管場所 1箇所 5m²

6 3R（発生抑制Reduce・再利用Reuse・再生利用Recycle）の取り組み

・古紙については、裏紙を利用し、リサイクル業者に引き取りを委託している。

・廃棄物の減量化のため、週1回の幹部会で意見交換と取組状況報告を行い、社員の意識の向上を図っている。

・調達品については、積極的にリサイクル品を購入している。

*1 電話番号以下は、必ず記入してください。

*2 会社もしくは所属のメールアドレスを記入してください。

*3 責任者と担当者が同じ場合は氏名欄に〈同上〉と記入してください。

《裏面につづく》

事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する実績報告及び計画書

記入例

対象事業所名(○○○株式会社)		登録番号【 1 - 000 】									
排出品目	令和6年度実績(令和6年4月～令和7年3月)				令和7年度計画(令和7年4月～令和8年3月)				焼却処理した場合 (B欄に数値を記入した 場合)の 収集業者名(上段) 搬入施設名(下段)	資源化した場合 (C欄に数値を記入した 場合)の 収集業者名(上段) 搬入施設名(下段)	
	総排出量 (トン) A = B+C	廃棄物 処理量 (トン) B	資源化量 (トン) C	資源化率 (%) C/A×100	総排出量 (トン) A = B+C	廃棄物 処理量 (トン) B	資源化量 (トン) C	資源化率 (%) C/A×100			
紙類	① 段ボール	20.00		20.00	100.00	19.00		19.00	100.00		○×環境 ××古紙リサイクル
	② 古紙 (新聞紙・OA用紙等)	10.00		10.00	100.00	9.00		9.00	100.00		○×環境 ××古紙リサイクル
	③ 機密古紙 (伝票等重要書類)	3.00		3.00	100.00	3.00		3.00	100.00		○×環境 ××古紙リサイクル
	④ 生ごみ (調理くず・残飯等)	30.00	29.00	1.00	3.33	25.00	24.00	1.00	4.00	○×環境 市 焼却工場	自己搬入 △△たい肥化工場
	⑤ 飲料缶	0.50		0.50	100.00	0.50		0.50	100.00		□×リサイクル(株) □×リサイクル(株)
	⑥ 飲料びん	0.50		0.50	100.00	0.50		0.50	100.00		□×リサイクル(株) □×リサイクル(株)
	⑦ ペットボトル	1.00		1.00	100.00	1.00		1.00	100.00		□×リサイクル(株) □×リサイクル(株)
	⑧ 発泡スチロール	2.50		2.50	100.00	2.30		2.30	100.00		▽◇運送 ■工場
	⑨ ビニール・ プラスチック	1.00		1.00	100.00	0.90		0.90	100.00		☆☆産業(有) ☆☆産業(有)
	⑩ 木くず	1.50		1.50	100.00	1.30		1.30	100.00		○×環境 ●●木材
	⑪ 廃食用油	3.00		3.00	100.00	2.80		2.80	100.00		○×環境 ◆◆油リサイクル
	⑫ 一般ごみ (焼却ごみ)	15.00	15.00			14.00	14.00			○×環境 市 焼却工場	
	⑬ (蛍光管)	0.03		0.03	100.00	0.03		0.03	100.00		自己搬入 ▲▲商事
	⑭ ()										
	合計	88.03	44.00	44.03	50.02	79.33	38.00	41.33	52.10		

※ 量については、小数点第2位(単位:トン)まで記入してください。

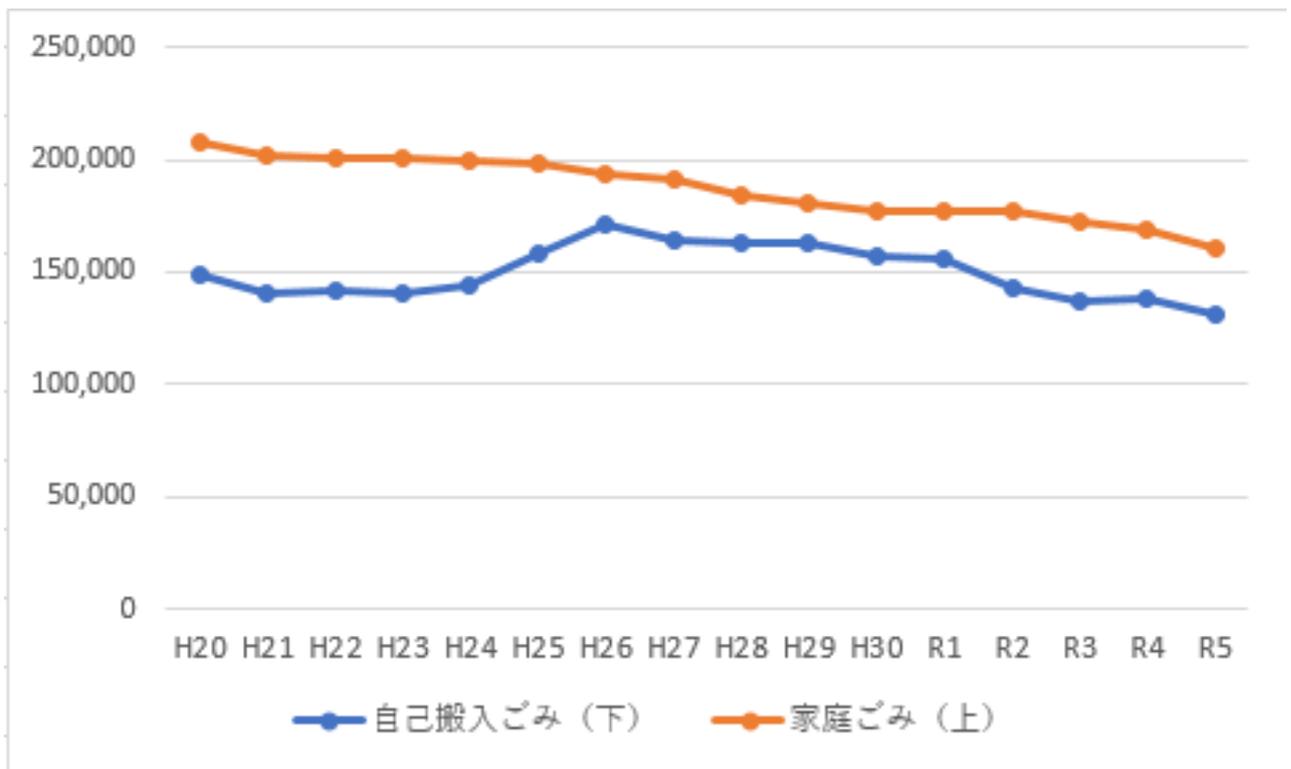
資 料

1	北九州市のごみ量の推移	13
2	様式一覧	14
3	関係法令	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜すい）	22
	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（抜すい）	26
	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（抜すい）	31
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抜すい）	34
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抜すい）	34
	大規模小売店舗立地法（抜すい）	35
	大規模小売店舗立地法施行令（抜すい）	35

1 北九州市のごみ量の推移

(単位：トン)

年度	自己搬入ごみ		家庭ごみ		計	
	処理量	対前年度伸率	処理量	対前年度伸率	処理量	対前年度伸率
H20	148,622	▲9.7%	207,343	▲2.1%	355,965	▲5.4%
H21	140,593	▲5.4%	201,514	▲2.8%	324,107	▲3.9%
H22	141,369	0.9%	200,154	▲0.6%	341,523	0.9%
H23	140,591	▲0.6%	200,982	0.4%	341,573	0.0%
H24	144,175	2.5%	199,841	▲0.6%	344,016	0.7%
H25	158,552	10.0%	197,942	▲1.0%	356,494	3.6%
H26	170,770	7.7%	193,744	▲2.1%	364,514	2.2%
H27	164,540	▲3.6%	191,214	▲1.3%	355,754	▲2.4%
H28	162,822	▲1.0%	183,801	▲3.9%	346,623	▲2.6%
H29	162,768	▲0.0%	180,118	▲2.0%	342,886	▲1.1%
H30	157,161	▲3.4%	176,714	▲1.9%	333,875	▲2.6%
R1	156,368	▲0.0%	177,296	0.0%	333,664	▲0.0%
R2	142,441	▲8.9%	177,159	▲0.1%	319,660	▲4.2%
R3	137,379	▲3.6%	172,717	▲2.5%	310,096	▲3.0%
R4	138,185	1.0%	168,365	▲2.6%	306,550	▲1.3%
R5	131,519	▲4.9%	160,682	▲4.6%	292,201	▲4.7%



2 様式一覧

条例又は規則の条項及び内容	様式
規則第15条の廃棄物管理責任者選任(変更)届	第1号様式
規則第16条の事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書	第2号様式
規則第20条の勧告書	第3号様式
規則第22条の受入拒否通知書	第4号様式
条例第29条の公表に関する通知書	第5号様式
条例第29条の弁明書	第6号様式

廃棄物管理責任者選任（変更）届

令和 年 月 日

北九州市長 様

所有者又は事業者 _____

所在地 _____ 区 _____ 丁目 _____

「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第24条の規定により、廃棄物管理責任者を次のとおり選任（変更）したので届け出ます。

◆対象事業所（建築物）

名称 _____

所在地 北九州市 _____ 区 _____ 丁目 _____

◆選任者

(選任・変更後) 氏名 _____

【連絡先】

会社等の名称 _____

所在地 _____ 区 _____ 丁目 _____

所属 _____ 職名 _____

電話番号 _____ FAX 番号 _____

電子メールアドレス _____

(変更前)

氏名 _____

所属 _____ 職名 _____

事業棄物の再使用又は再生利用に関する実績報告及び計画書

対象事業所名()

登録番号【 - 】

排出品目		令和6年度実績(令和6年4月～令和7年3月)				令和7年度計画(令和7年4月～令和8年3月)				焼却処理した場合 (B欄に数値を記入した 場合)の 収集業者名(上段) 搬入施設名(下段)	資源化した場合 (C欄に数値を記入した 場合)の 収集業者名(上段) 搬入施設名(下段)
		総排出量 (トン) A = B+C	廃棄物 処理量 (焼却処理 量トン) B	資源化量 (トン) C	資源化率 (%) C/A×100	総排出量 (トン) A = B+C	廃棄物 処理量 (焼却処理 量トン) B	資源化量 (トン) C	資源化率 (%) C/A×100		
紙 類	① 段ボール										
	② 古紙 (新聞紙・OA用紙等)										
	③ 機密古紙 (伝票等重要書類)										
	④ 生ごみ (調理くず・残飯等)										
	⑤ 飲料缶										
	⑥ 飲料びん										
	⑦ ペットボトル										
	⑧ 発泡スチロール										
	⑨ ビニール・ プラスチック										
	⑩ 木くず										
	⑪ 廃食用油										
	⑫ 一般ごみ (焼却ごみ)			/				/		/	
	⑬()										
	⑭()										
合 計											

※ 量については、小数点第2位(単位:トン)まで記入してください。

勸 告 書

氏名又は名称

建築物（事業所）の名称

建築物（事業所）の所在地

上記の建築物（事業所）は、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 条第 項の規定に違反しているので、同条例第28条の規定により、下記のとおり措置するよう勧告する。

年 月 日

北九州市長

印

記

1 措置事項

2 理由

3 措置期限

年 月 日限

受入拒否通知書

氏名又は名称

建築物（事業所）の名称

建築物（事業所）の所在地

上記の建築物（事業所）から排出される事業系廃棄物については、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第30条の規定により、下記のとおり市の処理施設へ廃棄物を搬入することができないので通知する。

年 月 日

北九州市長

印

記

1 受入拒否の始期

2 受入拒否の対象となる廃棄物

公表に関する通知書

氏名又は名称

建築物（事業所）の名称

建築物（事業所）の所在地

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第29条第1項の規定により、次の事項を公表する。

- 1 名称及び所在地
- 2 所有者若しくは事業者又は建設者氏名又は名称
- 3 勧告の内容
- 4 勧告書の交付日及び措置期限
- 5 公表の理由
- 6 その他

年 月 日

北九州市長

印

この通知書に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に市長に対して弁明書の提出をすることができます。

弁 明 書

(宛先) 北九州市長

氏名又は名称

年 月 日付第 号公表に関する通知書に関し、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 29 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり弁明いたします。

- 1 氏名又は名称

- 2 建築物（事業所）の名称

- 3 建築物（事業所）の所在地

- 4 条例第 28 条に基づき指示を受けた措置事項

- 5 弁明の内容

3 関係法令

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】（抜すい）

昭和45年12月25日

法律第137号

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物 以下省略

（国民の責務）

第2条の4 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市町村の処理等)

第6条の2

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(事業者の協力)

第6条の3 環境大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行っているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものを指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、環境省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。

3 環境大臣は、第一項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣に対し、当該一般廃棄物の処理について市町村が当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講

ずることを要請することができる。

- 4 環境大臣は、第一項の規定による指定を行うに当たっては、当該指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

12 第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第6項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第228条第1項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

産業廃棄物の種類	
種類	具体的な例
(1) 燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、産業廃棄物の焼却残灰・炉内掃出物（集じん装置に補足されたものは、(19)ばいじんとして扱う。）
(2) 汚泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、浄水場汚泥
(3) 廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シナー、アルコール類）、タールピッチ類
(4) 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液
(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）、廃イオン交換樹脂等
(7) ※紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業、印刷物加工業に係るもの、PCBが塗布され又は染み込んだもの（全業種）
(8) ※木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材卸売業に係るもの、PCBが染み込んだもの（全業種）
(9) ※繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）、PCBが染み込んだもの（全業種）
(10) ※動植物性残さ	（食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業）原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物－醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒークず、ハムくず、その他の製造くず、原料かす（なお、卸小売業、飲食店等から排出される動植物性の固形状不要物、厨芥類は、事業系一般廃棄物となる。）
(11) 動物系固形不要物	と畜場において屠殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理をした食鳥に係る固形状不要物
(12) ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは(6)廃プラスチック類）
(13) 金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
(14) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くず
(15) 鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キーポラの丸、鋳物廃砂、不良鉱石
(16) 建設廃材	コンクリート破片（セメント、アスファルト）、レンガの破片、かわら片などの不燃物
(17) ※動物のふん尿	畜産農業に係るもの
(18) ※動物の死体	畜産農業に係るもの
(19) ばいじん（ダスト類）	（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ廃プラスチック類の焼却施設）において発生するばいじんであって集じん施設（乾式、湿式）によって捕捉したもの
(20) 政令第13号廃棄物	(1)～(19)に掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物を除いたものを処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの－コンクリート固形化物など

※は、具体的な例の欄の業種の事業所から排出されるものに限定されます。

【北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例】（抜すい）

平成 5 年 10 月 7 日

条例第 28 号

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）再使用 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 5 項に規定する再使用をいう。
- （2）再生利用 循環型社会形成推進基本法第 2 条第 6 項に規定する再生利用をいう。
- （3）家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。
- （4）事業系廃棄物 事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。
- （5）事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等によりその運営を能率的に行わなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を推進する等により、廃棄物の減量を図るとともに、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の減量義務)

第7条 事業者は、再使用又は再生利用が可能な物の分別の徹底を図る等再使用又は再生利用を推進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再使用又は再生利用が容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再使用又は再生利用の方法についての情報を市民に提供し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用する等により、再使用又は再生利用に努めなければならない。

(適正包装の推進)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再使用又は再生利用が可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行う等により、その容器、包装材等の再使用又は再生利用を推進しなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器、包装材等を選択することができるよう努めるとともに、市民が容器、包装材等を不用とし、又はその返却をするときは、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の減量義務等)

第23条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者又は大量に事業系廃棄物を排出する事業所で規則で定めるもの(以下「大量排出事業所」という。)の事業者は、再使用又は再生利用を推進する等により当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(廃棄物管理責任者)

第24条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(計画書の提出)

第 25 条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書を作成し、毎年 1 回、市長に提出しなければならない。当該計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、変更した事項を市長に届け出なければならない。

(廃棄物の保管場所の設置)

第 26 条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、当該事業用大規模建築物若しくは当該大量排出事業所又はこれらの敷地内に、規則で定める基準に従い、再使用又は再生利用の対象となる廃棄物及びその他の廃棄物を分別して保管する場所を設置するよう努めなければならない。

第 27 条 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合においては、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の建設者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再使用又は再生利用の対象となる廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(改善勧告)

第 28 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者が第 23 条第 1 項、第 24 条及び第 25 条のいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が第 27 条第 1 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者若しくは当該大量排出事業所の事業者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第 29 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入れの拒否)

第 30 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 1 項の規定による公表の後において、なお、第 28 条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、当該事業用大規

模建築物又は当該大量排出事業所から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第 33 条 市は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第 1 に定める処理手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告の徴収等)

第 37 条 市長は、法第 18 条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量及び処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入検査)

第 38 条 市長は、法第 19 条第 1 項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別表第 1(第 33 条関係)

種別	取扱区分		単位	金額	
ごみ処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	定期的に行うもの	家庭ごみ	市長が指定する大袋(容量が 45 リットル相当のもの)1 袋につき	50 円
			市長が指定する中袋(容量が 30 リットル相当のもの)1 袋につき	33 円	
			市長が指定する小袋(容量が 20 リットル相当のもの)1 袋につき	22 円	
			市長が指定する特小袋(容量が 10 リットル相当のもの)1 袋につき	11 円	
			資源化物(市長が別に定めるものを除く。)	市長が指定する大袋(市長が別に定める資源化物の処理に用いるもので容量が 45 リットル相当のもの)1 袋につき	20 円
				市長が指定する小袋(容量が 25 リットル相当のもの)1 袋につき	12 円
	臨時的に行うもの	粗大ごみ	一般収集	重量、形状、処理の困難性等を勘案し、1,000 円以内で市長が定める額	
			特別収集	一般収集におけるごみ処理手数料として市長が定める額に 500 円を加えた額	
		上記以外のもの	家庭廃棄物	100 キログラム又はその端数ごとに	2,300 円
			事業系一般廃棄物	100 キログラム又はその端数ごとに	2,600 円
市長が指定する場所に自ら搬入する場合	焼却施設又は破砕施設に搬入するとき		10 キログラム又はその端数ごとに	100 円	
	埋立処分場に搬入するとき	がれき類	100 キログラム又はその端数ごとに	450 円	
		上記以外のもの	100 キログラム又はその端数ごとに	750 円	
し尿処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	人員によるもの	1 月 1 人につき	350 円	
		くみ取り量によるもの(人員により難しい場合に限る。)	50 リットルにつき	400 円	
	市長が指定する場所に自ら搬入する場合		50 リットルにつき	40 円	
犬、猫等動物の死体処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合		1 個につき	1,000 円	
	市長が指定する場所に自ら搬入する場合		1 個につき	400 円	

備考

- 1 家庭ごみとは、市が定期的に収集する一般廃棄物のうち資源化物以外のものをいう。
- 2 一般収集とは、一般廃棄物処理計画で定めるところにより、市の指定する場所に持ち出された粗大ごみを収集することをいい、特別収集とは、一般廃棄物処理計画で定めるところにより、高齢者、障害者その他の者で構成される世帯に属する者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集することをいう。
- 3 がれき類とは、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。別表第 2 において同じ。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年北九州市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（事業者が排出する多量の一般廃棄物の範囲）

第 2 条 廃掃法第 6 条の 2 第 5 項の多量の一般廃棄物とは、1 日の平均排出量が 50 キログラム以上の一般廃棄物とする。

（事業用大規模建築物）

第 13 条 条例第 23 条第 1 項の規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、次のとおりとする。

- （1）大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗
- （2）大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項の一の建物であって、その建物内の小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物

（大量排出事業所）

第 14 条 条例第 23 条第 1 項の規則で定める大量に事業系廃棄物を排出する事業所（以下「大量排出事業所」という。）は、市の処理施設を利用して事業系一般廃棄物を処分する事業所でその搬入量が年間 36 トン以上又は月平均 3 トン以上であるものとする。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第 15 条 条例第 24 条の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物又は大量排出事業所（以下「事業用大規模建築物等」という。）ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、1 の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する 2 以上の事業用大規模建築物等の所有者又は事業者が同じである場合で、1 人の廃棄物管理責任者が当該 2 以上の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 条例第 24 条の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から 30 日以内に廃棄物管理責任者選任(変更)届により行わなければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(再使用又は再生利用に関する計画書の作成及び提出)

第 16 条 条例第 25 条の規定による事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書の作成は、年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。)ごとに行うものとする。

2 条例第 25 条の規定による事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書の提出は、別に定める様式により、毎年 5 月 31 日までに行うものとする。

(廃棄物保管場所の設置基準)

第 17 条 条例第 26 条及び第 27 条第 1 項の規則で定める廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流失し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないように必要な措置を講ずること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等について必要な措置を講ずること。
- (6) 保管場所には、保管物の種類、保管方法及び保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(再使用等対象物保管場所の設置基準)

第 18 条 条例第 26 条及び条例第 27 条第 2 項の規則で定める再使用又は再生利用の対象となる廃棄物(以下「再使用等対象物」という。)の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 再使用等対象物とその他の廃棄物の保管場所は明確に区分し、廃棄物から生ずる汚水等により再使用等対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再使用等対象物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (3) 再使用等対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (4) 再使用等対象物が飛散し、又は雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。
- (5) 保管場所には、再使用等対象物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(廃棄物保管場所の設置届)

第 19 条 条例第 27 条第 1 項の規定による届出は、廃棄物保管場所設置届により、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定による当該事業用大規模建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

(改善勧告)

第 20 条 条例第 28 条の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(公表)

第 21 条 条例第 29 条第 1 項の規定による公表は、事業用大規模建築物等の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名、勧告の概要、公表の理由その他必要な事項を北九州市公報に登載して行うものとする。

(受入れの拒否)

第 22 条 市長は、条例第 30 条の規定により市の施設への事業系廃棄物の受入れを拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

【建築物における衛生的環境の確保に関する法律】（抜すい）

最終改正：平成18年6月2日法律第50号

（定義）

- 第2条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

【建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令】（抜すい）

最終改正：平成16年3月19日 政令第46号

（特定建築物）

- 第1条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3000平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8000平方メートル以上のものとする。
1. 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
 2. 店舗又は事務所
 3. 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）
 4. 旅館

【大規模小売店舗立地法】（抜すい）

最終改正：平成12年5月31日法律第91号

（定義）

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

（基準面積）

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要かつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

【大規模小売店舗立地法施行令】（抜すい）

平成10年10月16日政令第327号

（一の建物）

第一条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第二条第二項の一の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

（基準面積）

第二条 法第三条第一項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課

〒803-8501

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

TEL 093-582-2187

FAX 093-582-2196